



宮 崎 県 公 報

令和3年11月18日(木曜日) 第 256 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

告 示

○道路の区域の変更(2件)……………(道路保全課) 1	頁
○道路の供用の開始(2件)……………(“) 1	
○道路の占用を制限する区域の指定(3件)……(“) 2	
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除……………(砂防課) 2	
○土砂災害警戒区域の指定の解除……………(“) 3	
○建築基準法に基づく道路の位置の指定……………(建築住宅課) 5	

公 告

○ふぐ処理師試験の実施……………(衛生管理課) 6	
○大規模小売店舗の変更に関する届出……………(商工政策課) 6	
○公共測量の実施の通知……………(管理課) 7	
○落札者等の公告……………7	
病院局公告	
○落札者等の公告(5件)……………7	
人事委員会規則	
○会計年度任用職員の勤務時間及び休暇の基準を定める規則の一部を改正する規則……………8	

告 示

宮崎県告示第 903号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和3年11月18日から同年12月2日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年11月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延 長(メートル)
24	県道	高鍋高岡線	東諸県郡国富町大字嵐田字前田15	旧	9.8~12.3	49.9
			95番1地先から同郡同町同大字同字1571番1地先まで	新	9.8~13.2	

宮崎県告示第 904号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和3年11月18日から同年12月2日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年11月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延 長(メートル)
47	県道	三股高城線	北諸県郡三股町大字長田字仁田山1735番3地先から同郡同町同大字同字1735番3地先まで	旧	16.0~19.8	24.6
				新	18.1~21.3	24.6

宮崎県告示第 905号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和3年11月18日から同年12月2日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年11月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
22	県道	東郷西都線	児湯郡木城町大字中之又字松尾4番2地先から同郡同町同大字同字5番13まで	令和3年11月18日

宮崎県告示第 906号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和3年11月18日から同年12月2日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年11月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
24	県道	高鍋高岡線	東諸県郡国富町大字嵐田字前田1595番1地先から同郡同町同大字同字1571番1地先まで	令和3年11月18日

宮崎県告示第 907号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和3年11月18日から同年12月2日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年11月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	219号	西都市大字中尾字小崎 171番1地先から同市同大字同字 171番1地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和3年12月3日

宮崎県告示第 908号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和3年11月18日から同年12月2日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年11月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
県道	高鍋高岡線	東諸県郡国富町大字嵐田字前田1595番1地先から同郡同町同大字同字1571番1地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和3年12月3日

宮崎県告示第 909号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和3年11月18日から同年12月2日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年11月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
県道	東郷西都線	児湯郡木城町大字中之又字松尾4番2地先から同郡同町同大字同字5番13まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和3年12月3日

宮崎県告示第 910号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、平成22年宮崎県告示第 109号で指定した次の土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

なお、解除する土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和3年11月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
宮崎市	北伊倉3	01-303-2-007	土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県宮崎土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第911号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、平成18年宮崎県告示第555号、平成19年宮崎県告示第435号、平成20年宮崎県告示第64号、平成20年宮崎県告示第198号、平成22年宮崎県告示第106号で指定した次の土砂災害警戒区域の指定を解除する。

なお、解除する土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和3年11月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	
宮崎市	垣下谷	01-201-1-012	土石流	
	松元谷	01-201-1-017	土石流	
	天神谷川-1	01-201-1-018-1	土石流	
	天神谷川-2	01-201-1-018-2	土石流	
	数太木2	01-201-1-019	土石流	
	小鹿黒谷	01-201-1-021	土石流	
	土川谷前迫-1	01-201-1-022-1	土石流	
	土川谷前迫-2	01-201-1-022-2	土石流	
	立野下谷-1	01-201-1-023-1	土石流	
	立野下谷-2	01-201-1-023-2	土石流	
	大迫1	01-201-2-009	土石流	
	大迫2	01-201-2-010	土石流	

立野-1	01-201-2-011-1	土石流
立野-2	01-201-2-011-2	土石流
大迫3	01-201-3-026	土石流
城-1	01-201-3-028-1	土石流
城-2	01-201-3-028-2	土石流
陀羅5	01-201-3-033	土石流
陀羅6	01-201-3-034	土石流
塩井川-1	01-201-3-035-1	土石流
塩井川-2	01-201-3-035-2	土石流
城福寺谷	01-201-2-014	土石流
城福寺谷2-1	01-201-1-027-1	土石流
城福寺谷2-2	01-201-1-027-2	土石流
城福寺谷2-3	01-201-1-027-3	土石流
深田2-1	01-201-3-048-1	土石流
深田2-2	01-201-3-048-2	土石流
谷口谷	01-201-1-025	土石流
中岡谷2	01-201-2-013	土石流
桜町1-1	01-201-3-042-1	土石流
桜町1-2	01-201-3-042-2	土石流
桜町1-3	01-201-3-042-3	土石流

桜町 2-1	01-201-3-043-1	土 石 流	後 吾 田 1	I-1-3020	急傾斜地の崩壊
桜町 2-2	01-201-3-043-2	土 石 流	後 吾 田 2	I-1-3021	急傾斜地の崩壊
桜 町 3	01-201-3-044	土 石 流	前 吾 田	I-1-3022	急傾斜地の崩壊
桜 町 4	01-201-3-045	土 石 流	池内町大瀬戸 2-1	I-1-3023-1	急傾斜地の崩壊
持 田 1	01-201-3-047	土 石 流	池内町大瀬戸 2-2	I-1-3023-2	急傾斜地の崩壊
持 田 2	01-201-3-049	土 石 流	御供田-1	I-1-3024-1	急傾斜地の崩壊
時 雨	01-201-3-051	土 石 流	御供田-2	I-1-3024-2	急傾斜地の崩壊
相ヶ迫 1	01-201-3-050	土 石 流	池内町麓-1	I-1-3058-1	急傾斜地の崩壊
相ヶ迫 2	01-201-3-052	土 石 流	池内町麓-2	I-1-3058-2	急傾斜地の崩壊
相ヶ迫 3	01-201-3-053	土 石 流	池内町麓-3	I-1-3058-3	急傾斜地の崩壊
相ヶ迫 4	01-201-3-054	土 石 流	南方町大迫 2	I-1-3059	急傾斜地の崩壊
時雨西の迫	01-201-3-108	土 石 流	池内町松元	I-1-3063	急傾斜地の崩壊
元 山 1	01-301-3-002	土 石 流	陀 羅 迫	I-2-0206	急傾斜地の崩壊
元山 2-1	01-301-3-003-1	土 石 流	大 瀬 戸	II-1-0101	急傾斜地の崩壊
元山 2-2	01-301-3-003-2	土 石 流	志 正 田 1	II-1-4034	急傾斜地の崩壊
菰迫乙 1	01-301-3-004	土 石 流	立野下 1-1	II-1-4035-1	急傾斜地の崩壊
銀 代	01-301-3-012	土 石 流	立野下 1-2	II-1-4035-2	急傾斜地の崩壊
古 井 手	01-301-3-013	土 石 流	立 野 下 2	II-1-4056	急傾斜地の崩壊
北伊倉 3	01-303-2-007	土 石 流	立 野 1	II-1-4057	急傾斜地の崩壊
本郷北方池田 1	II-1-4158	急傾斜地の崩壊	立 野 2	II-1-4058	急傾斜地の崩壊
西 山 崎	I-1-0076	急傾斜地の崩壊	小 鹿 黒	II-1-4059	急傾斜地の崩壊
池 内	I-1-0011	急傾斜地の崩壊	寺 前	II-1-4060	急傾斜地の崩壊
大迫南方	I-1-2031	急傾斜地の崩壊	元 神 南 1	II-1-4061	急傾斜地の崩壊
吾 田	I-1-2032	急傾斜地の崩壊			
松 島	I-1-3019	急傾斜地の崩壊			

元 神 南 4	II-1-4064	急傾斜地の崩壊	城 福 寺 1	II-2-0318	急傾斜地の崩壊
池内町大瀬戸3	II-1-4065	急傾斜地の崩壊	城 福 寺 2	III-1-9081	急傾斜地の崩壊
池内町大瀬戸4	II-1-4066	急傾斜地の崩壊	谷 口 1	II-1-4139	急傾斜地の崩壊
幸 福 寺	II-1-4068	急傾斜地の崩壊	谷 口 2	II-1-4140	急傾斜地の崩壊
後 吾 田 3	II-1-4069	急傾斜地の崩壊	谷 口 3	II-2-0312	急傾斜地の崩壊
前 吾 田 2	II-1-4070	急傾斜地の崩壊	谷 口 4	III-1-9078	急傾斜地の崩壊
南方町大迫1	II-1-4079	急傾斜地の崩壊	谷 口 5	III-1-9079	急傾斜地の崩壊
池内町大瀬戸6	II-1-4192	急傾斜地の崩壊	中 岡 1	II-1-4005	急傾斜地の崩壊
古 城 町	II-1-4196	急傾斜地の崩壊	北 川 内 2	II-1-4211	急傾斜地の崩壊
桜 町	I-1-0065	急傾斜地の崩壊	北川内坂谷	I-1-0066	急傾斜地の崩壊
桜 町 1	III-1-9087	急傾斜地の崩壊	北川内谷口	I-1-0061	急傾斜地の崩壊
山ノ城1	I-1-0063	急傾斜地の崩壊	北川内町折生迫	II-1-4136	急傾斜地の崩壊
山ノ城2	I-1-0064	急傾斜地の崩壊	門 前	II-1-4004	急傾斜地の崩壊
持 田 1	I-1-3065	急傾斜地の崩壊	銀 代 1	II-1-4237	急傾斜地の崩壊
持 田 2	II-1-4146	急傾斜地の崩壊	見 極 田 1	II-1-4256	急傾斜地の崩壊
持 田 3	II-1-4147	急傾斜地の崩壊	銀 代 4	III-1-9119	急傾斜地の崩壊
相ヶ迫1	II-1-4145	急傾斜地の崩壊	銀 代 5	III-1-9120	急傾斜地の崩壊
相ヶ迫2	III-1-9084	急傾斜地の崩壊	古 井 手 1	II-2-0321	急傾斜地の崩壊
時 雨	II-1-4144	急傾斜地の崩壊	古 井 手 2	III-1-9121	急傾斜地の崩壊
時雨柳迫1	II-2-0313	急傾斜地の崩壊	五 反 畑	III-1-9137	急傾斜地の崩壊
時雨柳迫2	II-1-4142	急傾斜地の崩壊	見 極 田 2	II-1-0106	急傾斜地の崩壊
時雨柳迫3	II-1-4143	急傾斜地の崩壊	古 井 手 3	II-2-0320	急傾斜地の崩壊
時雨柳迫4	III-1-9082	急傾斜地の崩壊			
大 坪 2	I-2-0011	急傾斜地の崩壊			
城 福 寺	I-1-0062	急傾斜地の崩壊			

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県宮崎土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 912号

建築基準法(昭和25年法律第 201号)第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和3年11月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

指定 番号	申請者 氏 名	位 置	道路の概要 (メートル)		指 定 年月日
			幅員	延長	
(小林) 2021- 3	山之内茂 夫	小林市堤字三本松 2384番9	6.05	32.00	令和3 年11月 4日

公 告

宮崎県ふぐ取扱条例（昭和33年宮崎県条例第29号）第10条の規定により、令和3年度ふぐ処理師試験を次のとおり実施する。

令和3年11月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 試験の日時
令和4年1月24日（月曜日）及び1月25日（火曜日）
- 2 試験の場所
宮崎市港2丁目6番地 宮崎県水産会館
- 3 試験の種類、科目、日程及び時間

種類	科目	日程	時間
学科 試験	食品衛生に関する知識 (ふぐに関する一般知識を含む。)	1月24日 (月曜日)	午前10時 から午前 11時まで
実技 試験	ふぐの種類鑑別	1月24日 (月曜日)	午前11時 15分から 正午まで
	解体除毒処理、臓器の鑑別及び 食用適否判断	1月24日 (月曜日)	午後零時 30分から 午後5時 までのう ち約1時 間
		1月25日 (火曜日)	午前10時 から午後 5時まで のうち約 1時間（ 受験者数 次第では 、24日の みとなる ことがあ る。実技 の日時に ついては 、後日送 付する受 験票で通

			知する。)
--	--	--	-----------

- 4 受験手数料
7,000円（宮崎県収入証紙により納付すること。）
- 5 受験願書の受付期間
令和3年11月22日（月曜日）から12月3日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）
- 6 受験願書の提出先
受験者の住所を管轄する保健所の長を経由して知事に提出すること。
- 7 提出書類
(1) ふぐ処理師試験受験願書 2通
(2) 写真（最近3月以内に撮影した正面脱帽半身像で、縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルのものであって、裏面に撮影年月日及び氏名を自署したもの） 1葉
(3) 受験票及び写真票（返信用63円切手を貼付） 1通
- 8 受験票の交付
受験票は、試験日から1週間前までに郵送で交付する。
- 9 受験者心得
(1) 試験当日は、試験開始30分前までに試験場に集合すること。
(2) 持参するもの
受験票、筆記用具、実技試験用ふぐ（トラフグ）、包丁、白衣等の作業着、帽子、マスク、前掛け、作業用靴及び手ぬぐい
- 10 その他
(1) 実技試験用のトラフグは、大きさが800グラム以上のものであること。
(2) 合格発表は、令和4年2月9日（水曜日）とし、合格者の受験番号を各保健所の掲示板及び県庁ホームページにて掲示する。
(3) 受験手続その他不明な点は、最寄りの保健所又は宮崎県福祉保健部衛生管理課（電話0985（26）7076）に問い合わせること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和3年11月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパードラッグコスモス日南油津店
日南市瀬貝三丁目5番1 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
オリックス株式会社 代表執行役 井上亮
東京都港区浜松町二丁目4番1号
- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

(変更後) 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福
岡ビルS館4階

- 4 変更の年月日
平成30年8月24日
- 5 変更する理由
小売業者の代表者変更のため
- 6 届出年月日
令和3年11月8日
- 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、
宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城
県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務
事務所総務商工センター

(2) 期間

令和3年11月18日から令和4年3月18日まで

- 8 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

(2) 期間

令和3年11月18日から令和4年3月18日まで

- 9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地
域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見ととも
に、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売
店舗の名称を日本語により記載すること。

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第
14条第1項の規定により、公共測量の実施について、国土交通省九
州地方整備局長から次のとおり通知があった。

令和3年11月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 作業の種類
公共測量(航空レーザー測量)
- 2 作業地域
宮崎県宮崎市、日南市、都城市、日向市
児湯郡川南町、木城町、都農町、北諸県郡三股町
- 3 作業期間
令和3年6月5日から令和4年2月28日まで

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する

。

令和3年11月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 特定役務の名称及び数量
宮崎県自治体情報セキュリティクラウドサービス構築業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県総合政策部情報政策課情報化システム担当
宮崎市橋通東2丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日
令和3年9月10日
- 4 落札者の氏名及び住所

NTTビジネスソリューションズ株式会社宮崎ビジネス営業部
宮崎市広島1丁目5番3号

- 5 落札金額
109,450,000円
- 6 一般競争入札の公告を行った日
令和3年7月29日

病院局公告

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する

。

令和3年11月18日

宮崎県病院局長 桑山秀彦

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
検査機器等一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県病院局経営管理課県立病院整備推進室調整担当
宮崎県宮崎市橋通東1丁目9番18号
- 3 落札者を決定した日
令和3年10月26日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社レオクラン
大阪府摂津市千里丘2丁目4番26号
- 5 落札金額
323,400,000円
- 6 一般競争入札の公告を行った日
令和3年10月7日

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する

。

令和3年11月18日

宮崎県病院局長 桑山秀彦

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
薬剤及び透析に係る医療機器等一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県病院局経営管理課県立病院整備推進室調整担当
宮崎県宮崎市橋通東1丁目9番18号
- 3 落札者を決定した日
令和3年10月26日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社六濤
東京都文京区本郷3丁目14番3号
- 5 落札金額
173,580,000円
- 6 一般競争入札の公告を行った日
令和3年10月7日

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する

。

令和3年11月18日

宮崎県病院局長 桑山秀彦

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
手術室及び中央材料室に係る医療機器等一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県病院局経営管理課県立病院整備推進室調整担当
宮崎県宮崎市橋通東 1 丁目 9 番 18 号
- 3 落札者を決定した日
令和 3 年 10 月 26 日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社共立電機製作所
宮崎県宮崎市高岡町高浜 1495 番地 55
- 5 落札金額
270,600,000 円
- 6 一般競争入札の公告を行った日
令和 3 年 10 月 7 日

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和 3 年 11 月 18 日

宮崎県病院局長 桑 山 秀 彦

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
病棟医療機器等一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県病院局経営管理課県立病院整備推進室調整担当
宮崎県宮崎市橋通東 1 丁目 9 番 18 号
- 3 落札者を決定した日
令和 3 年 10 月 26 日

- 4 落札者の氏名及び住所
東京医療化学株式会社
東京都品川区西五反田 1 丁目 14 番 1 号
- 5 落札金額
209,440,000 円
- 6 一般競争入札の公告を行った日
令和 3 年 10 月 7 日

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和 3 年 11 月 18 日

宮崎県病院局長 桑 山 秀 彦

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
外来医療機器等一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県病院局経営管理課県立病院整備推進室調整担当
宮崎県宮崎市橋通東 1 丁目 9 番 18 号
- 3 落札者を決定した日
令和 3 年 10 月 26 日
- 4 落札者の氏名及び住所
東京医療化学株式会社
東京都品川区西五反田 1 丁目 14 番 1 号
- 5 落札金額
286,440,000 円
- 6 一般競争入札の公告を行った日
令和 3 年 10 月 7 日

人事委員会規則

会計年度任用職員の勤務時間及び休暇の基準を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 11 月 18 日

宮崎県人事委員会委員長 佐 藤 健 司

宮崎県人事委員会規則第 19 号

会計年度任用職員の勤務時間及び休暇の基準を定める規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の勤務時間及び休暇の基準を定める規則（令和元年宮崎県人事委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
	(定義)
	第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
	(1) パートタイム会計年度任用職員 法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に定める会計年度任用職員をいう。
	(2) フルタイム会計年度任用職員 法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に定める会計年度任用職員をいう。
(勤務時間)	(勤務時間)
第 2 条 法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 38 時間 45 分に満たない範囲内とする。	第 3 条 パートタイム会計年度任用職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 38 時間 45 分に満たない範囲内とする。
2 法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 38 時間 45 分とする。	2 フルタイム会計年度任用職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 38 時間 45 分とする。
	(週休日及び勤務時間の割振り)
	第 4 条 日曜日及び土曜日は週休日（勤務時間を割り振らない日）

いう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、パートタイム会計年度任用職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、パートタイム会計年度任用職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

3 任命権者は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある会計年度任用職員については、前2項の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間の割振りを常勤職員の例により別に定めることができる。

(勤務時間並びに週休日及び勤務時間の割振りの例外)

第5条 任命権者は、労働基準法(昭和22年法律第49号)第41条第3号の許可(宿日直に係るものを除く。)を受けた監視又は断続的労働に従事する会計年度任用職員については、前2条の規定にかかわらず、勤務時間並びに週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。

第3条・第4条 [略]

第6条・第7条 [略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

--	--